

第4回広島市・海田町合併研究協議会次第

日時：平成14年(2002年)11月29日(金)

15:00～

場所：海田町 サンピア・アキ4階 鳳凰

1 開会

2 議事

- 議題1 町の区域及び名称の取扱い(案)【協議番号第9号】
- 議題2 一部事務組合、公社等の取扱い(案)【協議番号第10号】
- 議題3 保健・福祉事業の取扱い(案)【協議番号第11号】
- 議題4 ごみ及びし尿処理事業の取扱い(案)【協議番号第12号】
- 議題5 消防に関する取扱い(案)【協議番号第13号】

3 閉会

広島市・海田町合併研究協議会委員名簿(24名)

平成14年(2002年)11月29日現在

	職名	氏名		氏名
広島市	市長(会長)	秋葉 忠利	議長	平野 博昭
	助役	山田 康	副議長	戸田 満
	収入役(監事)	伊藤 利彦	大都市制度推進対策特別委員会委員長	木山 徳和
	企画総務局長	三宅 吉彦	大都市制度推進対策特別委員会副委員長	村上 通明
	財政局長	平野 隆	大都市制度推進対策特別委員会副委員長	若林 新三
	議会事務局長	原田 尚武	総務委員長	熊本 憲三
海田町	町長(副会長)	加藤 天	議長	河野 道昭
	助役	松岡 修士	副議長	中岡 長一
	収入役(監事)	正木 洋	合併問題調査特別委員会委員長	前田 勝男
	企画部長	中野 潔	議員	山岡 寛次
	総務部長	上條 正弘	議員	住吉 充
			議員	原田 幸治
議員			齋木 貞暁	

第4回広島市・海田町合併研究協議会

資 料

頁

- 議題1 町の区域及び名称の取扱い(案)【協議番号第9号】・・・・・・・・・・ 1
- 議題2 一部事務組合、公社等の取扱い(案)【協議番号第10号】・・・・・・・・ 3
- 議題3 保健・福祉事業の取扱い(案)【協議番号第11号】・・・・・・・・・・ 6
- 議題4 ごみ及びし尿処理事業の取扱い(案)【協議番号第12号】・・・・・・・・ 21
- 議題5 消防に関する取扱い(案)【協議番号第13号】・・・・・・・・・・ 24

日時：平成14年(2002年)11月29日(金)

15:00～

場所：海田町 サンピア・アキ4階 鳳凰

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第9号

協議事項 町の区域及び名称の取扱い

現 況		比 較																												
広 島 市		海 田 町																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 区</td> <td>1 1 2</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td>1 3 7</td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td>1 3 4</td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td>1 4 9</td> </tr> <tr> <td>安佐南区</td> <td>1 5 0</td> </tr> <tr> <td>安佐北区</td> <td>1 2 0</td> </tr> <tr> <td>安 芸 区</td> <td>7 4</td> </tr> <tr> <td>佐 伯 区</td> <td>1 2 8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 , 0 0 4</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	町の数	中 区	1 1 2	東 区	1 3 7	南 区	1 3 4	西 区	1 4 9	安佐南区	1 5 0	安佐北区	1 2 0	安 芸 区	7 4	佐 伯 区	1 2 8	計	1 , 0 0 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>町の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町の区域</td> <td>曙町、石原、稲葉、稲荷町、 畝一丁目・二丁目、大立町、 蟹原一丁目・二丁目、上市、 国信一丁目・二丁目、窪町、 寿町、幸町、栄町、昭和中 町、昭和町、新町、砂走、 曾田、大正町、月見町、つ くも町、寺迫一丁目・二丁 目、中店、成本、西浜、西 明神町、浜角、東一丁目・ 二丁目、東昭和町、日の出 町、堀川町、三迫一丁目～ 三丁目、南幸町、南昭和町、 南大正町、南つくも町、南 堀川町、南本町、南明神町、 明神町</td> <td>4 7</td> </tr> <tr> <td>町を設定 していな い区域</td> <td>海田市、東海田</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	町の数	町の区域	曙町、石原、稲葉、稲荷町、 畝一丁目・二丁目、大立町、 蟹原一丁目・二丁目、上市、 国信一丁目・二丁目、窪町、 寿町、幸町、栄町、昭和中 町、昭和町、新町、砂走、 曾田、大正町、月見町、つ くも町、寺迫一丁目・二丁 目、中店、成本、西浜、西 明神町、浜角、東一丁目・ 二丁目、東昭和町、日の出 町、堀川町、三迫一丁目～ 三丁目、南幸町、南昭和町、 南大正町、南つくも町、南 堀川町、南本町、南明神町、 明神町	4 7	町を設定 していな い区域	海田市、東海田	
区 分	町の数																													
中 区	1 1 2																													
東 区	1 3 7																													
南 区	1 3 4																													
西 区	1 4 9																													
安佐南区	1 5 0																													
安佐北区	1 2 0																													
安 芸 区	7 4																													
佐 伯 区	1 2 8																													
計	1 , 0 0 4																													
区 分	名 称	町の数																												
町の区域	曙町、石原、稲葉、稲荷町、 畝一丁目・二丁目、大立町、 蟹原一丁目・二丁目、上市、 国信一丁目・二丁目、窪町、 寿町、幸町、栄町、昭和中 町、昭和町、新町、砂走、 曾田、大正町、月見町、つ くも町、寺迫一丁目・二丁 目、中店、成本、西浜、西 明神町、浜角、東一丁目・ 二丁目、東昭和町、日の出 町、堀川町、三迫一丁目～ 三丁目、南幸町、南昭和町、 南大正町、南つくも町、南 堀川町、南本町、南明神町、 明神町	4 7																												
町を設定 していな い区域	海田市、東海田																													

調整方針（案）

- (1) 海田町の現行の町の区域をもって、合併後の町の区域とする。
また、海田市及び東海田の区域をもって新たに町の区域を設ける。
- (2) 海田町の現行の町の名称の全てに「海田」の冠称を付す。
また、海田市及び東海田を区域とする町の名称は、海田町(かいたちょう)とする。

備 考

海田町の合併後の町の名称（案）

現行の町の名称等	新たな町の名称(案)	新たな町の名称の読み方(案)
曙町	海田曙町	かいたあけぼのまち
石原	海田石原	かいたいしはら
稲葉	海田稲葉	かいたいなば
稲荷町	海田稲荷町	かいたいなりまち
畝一丁目・二丁目	海田畝一丁目・二丁目	かいたうね
大立町	海田大立町	かいたおおだてまち
蟹原一丁目・二丁目	海田蟹原一丁目・二丁目	かいたかにはら
上市	海田上市	かいたかみいち
国信一丁目・二丁目	海田国信一丁目・二丁目	かいたくにのぶ
窪町	海田窪町	かいたくぼまち
寿町	海田寿町	かいたことぶきまち
幸町	海田幸町	かいたさいわいまち
栄町	海田栄町	かいたさかえまち
昭和中町	海田昭和中町	かいたしょうわなかまち
昭和町	海田昭和町	かいたしょうわまち
新町	海田新町	かいたしんまち
砂走	海田砂走	かいたすなばしり
曾田	海田曾田	かいたそだ
大正町	海田大正町	かいたたいしょうまち
月見町	海田月見町	かいたつきみまち
つくも町	海田つくも町	かいたつくもまち
寺迫一丁目・二丁目	海田寺迫一丁目・二丁目	かいたてらさこ
中店	海田中店	かいたなかみせ
成本	海田成本	かいたなりもと
西浜	海田西浜	かいたにしはま
西明神町	海田西明神町	かいたにしみょうじんまち
浜角	海田浜角	かいたはまかど
東一丁目・二丁目	海田東一丁目・二丁目	かいたひがし
東昭和町	海田東昭和町	かいたひがししょうわまち
日の出町	海田日の出町	かいたひのでまち
堀川町	海田堀川町	かいたほりかわまち
三迫一丁目～三丁目	海田三迫一丁目～三丁目	かいたみさこ
南幸町	海田南幸町	かいたみなみさいわいまち
南昭和町	海田南昭和町	かいたみなみしょうわまち
南大正町	海田南大正町	かいたみなみたいしょうまち
南つくも町	海田南つくも町	かいたみなみつくもまち
南堀川町	海田南堀川町	かいたみなみほりかわまち
南本町	海田南本町	かいたみなみほんまち
南明神町	海田南明神町	かいたみなみみょうじんまち
明神町	海田明神町	かいたみょうじんまち
(海田市、東海田) 大字に相当する区域	海田町(海田市、東海田)	かいたちよう
町の数 47	町の数 48	

(注)「一丁目」等の読み方については省略している。

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第10号

協議事項 一部事務組合、公社等の取扱い

現		況					
1 一部事務組合							
区 分	共同処理する事務	組合を組織する地方公共団体					
		広島市	海田町	府中町	熊野町	坂町	その他
安芸地区衛生施設管理組合	し尿の収集、浄化槽清掃、し尿・浄化槽汚泥の処理、し尿処理施設の設置・管理運営、火葬場の設置・管理運営、不燃物処理場の設置・管理運営、ごみ焼却場の設置・管理運営（広島市を除く。）等に関する事務	（安芸区及び東区の一部の区域が対象）					-
海田地区消防組合	消防等に関する事務	（安芸区が対象）		-			-
広島県海田高等学校財産組合	海田高等学校の施設、整備等に関する事務			-			-
広島県市町村職員退職手当組合	退職手当の支給に関する事務	-		-			1
広島県市町村公務災害補償組合	議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償等に関する事務	-					2
安芸郡町村税等滞納整理組合	町税の滞納処分等に関する事務	-					3
1 廿日市市、県内 66 町村、33 一部事務組合、1 広域連合 2 廿日市市、県内 69 町村、36 一部事務組合、1 広域連合 3 江田島町、音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町							
2 公社等							
広 島 市				海 田 町			
広島市土地開発公社 社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会 社団法人広島市シルバー人材センター など 37 団体（別紙のとおり。）				海田町土地開発公社 社会福祉法人海田町社会福祉協議会 社団法人海田町シルバー人材センター			

調整方針（案）	<p>(1) 海田町が加入している一部事務組合のうち、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村公務災害補償組合及び安芸郡町村税等滞納整理組合については、合併の日をもって脱退し、安芸地区衛生施設管理組合、海田地区消防組合及び広島県海田高等学校財産組合については、当該団体の構成団体の変更について所定の手続を行う。</p> <p>なお、当該組合において共同処理する事務等を変更する必要性が生じた場合は、その取扱いについて、引き続き調整を行う。</p> <p>(2) 海田町土地開発公社は、合併の日までに解散する。</p> <p>なお、海田町土地開発公社の保有地の取扱いについては、引き続き調整を行う。</p> <p>(3) 社会福祉法人海田町社会福祉協議会及び社団法人海田町シルバー人材センターについては、それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会及び社団法人広島市シルバー人材センターとの統合を図る。</p>
---------	---

備 考	
-----	--

広島市にある公社等

広島市土地開発公社
 財団法人広島勤労者職業福祉センター
 社団法人広島市シルバー人材センター
 財団法人広島市ひと・まちネットワーク
 財団法人広島市文化財団
 財団法人広島市スポーツ協会
 財団法人広島平和文化センター
 社会福祉法人広島市社会福祉協議会
 社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会など各区社会福祉協議会（8団体）
 財団法人広島市福祉サービス公社
 社会福祉法人広島市社会福祉事業団
 財団法人広島市原爆被爆者協議会
 財団法人広島原爆被爆者援護事業団
 財団法人広島市環境事業公社
 財団法人広島市産業振興センター
 広島市流通センター株式会社
 株式会社広島市産業情報サービス
 財団法人広島観光コンベンションビューロー
 財団法人広島市農林業振興センター
 財団法人広島市水産振興協会
 財団法人広島市都市整備公社
 財団法人広島市動植物園・公園協会
 広島地下街開発株式会社
 広島駅南口開発株式会社
 広島高速道路公社
 広島高速交通株式会社
 財団法人広島市下水道公社
 財団法人広島市防災センター
 財団法人広島市水道サービス公社
 財団法人広島市学校給食会

（計 37団体）

上表に掲げている団体は、広島市の公益法人等指導調整要綱における指導調整団体（広島市が資本金の2分の1以上を出資している団体等）[29団体]及び各区の社会福祉協議会[8団体]

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号	第 1 1 号
------	---------

協議事項	保健・福祉事業の取扱い
------	-------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
要援護者等の状況（平成 14 年 3 月末現在） （ ）内の数値は対人口比		要援護者等の状況（平成 14 年 3 月末現在） （ ）内の数値は対人口比	
(1) 高齢者数(65 歳以上)	169,459 人(15.0%)	(1) 高齢者数(65 歳以上)	3,995 人(13.1%)
(2) 障害者数(手帳所持者)	41,095 人(3.6%)	(2) 障害者数(手帳所持者)	894 人(2.9%)
ア 身体障害(児)者	32,510 人(2.9%)	ア 身体障害(児)者	721 人(2.4%)
イ 知的障害(児)者	4,825 人(0.4%)	イ 知的障害(児)者	97 人(0.3%)
ウ 精神障害者	3,760 人(0.3%)	ウ 精神障害者	76 人(0.2%)
(3) 児童数		(3) 児童数	
ア 18歳未満児童数	210,058 人(18.6%)	ア 18歳未満児童数	6,024 人(19.8%)
イ 就学前児童数	69,364 人(6.2%)	イ 就学前児童数	2,300 人(7.6%)
(4) 生活保護受給者数	12,557 人(1.1%)	(4) 生活保護受給者数	166 人(0.5%)
(5) 被爆者数(被爆者健康手帳所持者)	86,779 人(7.7%)	(5) 被爆者数(被爆者健康手帳所持者)	1,371 人(4.5%)

調整方針（案）	保健・福祉事業は、広島市の制度に統一する。 なお、海田町にのみある事業は原則として廃止する。
---------	---

備 考	保健・福祉事業の内訳			
	区 分	広島市	海田町	備考
	広島市及び海田町の両方にある事業	(資料 1) 1 4 8 件		
	広島市にのみ又は海田町にのみある事業	(資料 2) 2 5 5 件	(資料 3) 1 5 件	
	計	4 0 3 件	1 6 3 件	
<p>広島市及び安芸区並びに海田町の各社会福祉協議会が実施している事業については、「安芸区社協・海田町社協・広島市社協合併調整会議」において協議を行う。</p>				

広島市及び海田町の両方にある事業（148事業）

高齢者福祉施策（26事業）

老人ホーム入所措置
 高齢者短期入所運営事業
 在宅介護支援センター運営事業
 入浴サービス（老人福祉センター）
 徘徊高齢者家族支援サービス事業
 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
 家族介護慰労金支給事業
 家族介護用品支給事業
 高齢者日常生活用具給付事業
 あんしん電話設置事業
 あんしんホットコール事業
 配食サービス事業
 高齢者の生きがい対策事業
 さわやか大学・老人大学
 いきいきデイサービス事業
 グラウンドゴルフ大会
 フラワーサークル・老人園芸活動
 老人福祉センターまつり
 世代間交流支援事業補助
 高齢者住宅整備資金貸付制度
 老人クラブ補助金
 敬老祝金支給事業
 敬老者用記念品配布事業
 老人集会所の運営
 老人保健医療制度
 老人医療費助成事業

障害者福祉施策（31事業）

在宅障害者短期入所事業（ショ-トステイ）
 重度身体障害児・者及び重度知的障害児・者日常生活用具の給付
 更生訓練費支給
 身体障害者更生援護施設入所措置
 特別障害者手当
 特別児童扶養手当受付・交付等事務
 心身障害者扶養共済掛金助成
 心身障害者小規模作業所通所者交通費助成
 身体障害者（心身障害児）ホームヘルプサービス事業
 障害児福祉手当
 身体障害者（児）補装具交付・修理
 進行性筋萎縮症者療養等給付事業
 更生医療給付
 在宅重度身体障害者訪問審査事業
 心身障害児地域通園事業施設の設置・運営
 障害者デイサービス事業
 重度身体障害者入浴サービス事業（施設入浴）
 あんしん電話設置事業
 在宅ねたきり心身障害者見舞金・在宅重度心身障害者援護見舞金

訪問入浴サービス事業
重度心身障害者介護手当
福祉タクシー等助成事業
身体障害者自動車運転免許取得費給付
身体障害者自動車改造費給付
障害者住宅整備資金貸付事業
障害者公共交通機関利用助成
障害者有料道路通行料金割引証交付事務
広島地域障害者雇用支援センター事業補助
心身障害者就労促進事業費補助
療養援護金(重度心身障害者)
重度心身障害者医療

児童福祉施策(12事業)

保育所の運営(保育料)*別紙のとおり
特別保育事業(地域子育て支援センター事業を除く)
地域子育て支援センター事業
留守家庭子ども会
児童館の運営
子育て支援短期利用事業
児童手当
特定者用定期乗車券発売
児童福祉年金・手当
乳幼児医療
ひとり親家庭等医療
療養援護金(乳幼児、ひとり親家庭)

その他福祉施策(10事業)

民間社会福祉施設整備費等借入金元利補助金
福祉情報システムの運用
民生委員
災害見舞金・弔慰金
社会福祉事業費運営費等補助金
日赤事務局事業
地域福祉基金
母子寡婦福祉連合会補助
国民年金事務(福祉年金含む)
戦没者遺家族等援護事務

保健・衛生施策(69事業)

福祉保健まつり
予防接種(集団接種・ポリオ)
予防接種(高齢者インフルエンザ)
機能訓練事業(転倒予防教室、やさしい体操教室、はーとふる体操)
健康相談
健康講座(健康教育)
母子健康手帳発行
ケースカンファレンス(老成人訪問指導調整会議)
1歳6か月児健康診査
3歳児健康診査
1歳6か月児・3歳児精密健康診査
1歳6か月児健康診査フォロー

乳幼児家庭訪問指導
パパママ育児相談指導
マタニティセミナー
母子保健委託事務
児童環境づくり報告
すこやかだより（子育て情報紙）
げんきっ子広場（乳幼児育成支援教室）
老人保健健康手帳
妊産婦乳幼児栄養強化事業
歯科相談
寝たきり高齢者訪問歯科診療事業
「8020」運動推進事業
老人保健事業訪問指導
妊産婦乳幼児保健指導
乳がん検診
痴呆予防事業
ベビーレストラン・らくらく離乳食（離乳食教室）
ひまわり栄養相談（個別栄養相談）
さわやかウォーキング（集団健康教育）
健康アップクッキング（集団健康教育）
基本健診
肝炎ウイルス検診
骨密度測定
胃がん検診
肺がん検診
大腸がん検診
子宮がん検診
健康情報システム
すくすく赤ちゃん（4か月児健康相談）
予防接種事故災害補償
予防接種健康被害調査委員会
一般防疫事業
結核健診
結核予防（ツベルクリン・BCG）
予防接種（個別接種）
精神障害者通院医療費助成
精神保健福祉相談指導事業（訪問指導事業、ボランティア育成講座、団体育成を含む。）
精神障害者社会復帰相談事業（ソーシャルクラブ、社会復帰クラブを含む。）
在宅精神障害者共同作業所通所訓練事業補助・精神障害者就労促進事業費補助
在宅精神障害者共同作業所通所者交通費助成
病院群輪番制
広島市救急医療施設利用
中国地方がんセンター負担金
在宅当番医制
休日診療実施事業
献血に関する事務
食品衛生協会支援事業（食品衛生指導事業補助）
公衆浴場に関する事務（公衆浴場施設整備補助）
墓地改葬申請（改葬許可）

墓地の維持管理

化製場等に関する事務

害虫駆除（ねずみ駆除剤の配布事業）

害虫駆除（公衛協への薬剤支給業務）

害虫駆除（ハチ駆除及び相談業務）

公衆衛生推進協議会への助成

犬の登録

狂犬病予防注射

広島市にのみある事業（255事業）

高齢者福祉施策（21事業）

ねたきり高齢者施設入浴サービス
 痴呆予防・介護事業
 生活指導員派遣事業
 家族介護教室事業
 家族介護者交流事業
 高齢者住宅改造費補助
 ひとり暮らし老人巡回相談
 福祉電話の貸与
 緊急連絡器具貸与
 生活援助員派遣
 民間老人福祉施設理学療法士等雇用費補助
 高齢者生活福祉センター運営事業
 公共交通機関利用助成
 老人いこいの家の運営
 老人集会施設の運営
 老人運動広場整備
 敬老の日演芸その他行事開催
 福祉給付金
 公共施設等の減免
 民間介護老人保健施設施設・設備整備補助
 民間介護老人保健施設整備資金利子補助

障害者福祉施策（62事業）

要約筆記奉仕員派遣事業
 視覚障害者（中途失明者）歩行訓練事業
 視覚障害者あて公文書に係る点字サービス事業
 心身障害者福祉のしおり作成業務
 障害者福祉バス運行事業
 障害児（者）地域療育等支援事業
 重症心身障害児（者）通園事業
 民間社会福祉施設施設整備費補助（単市事業）
 民間社会福祉施設施設整備費補助（義務補助分）
 知的障害者レクリエーション教室開催事業
 障害者施策推進協議会
 民間心身障害者（児）福祉施設通園バス運行費補助
 民間社会福祉施設重度障害児（者）処遇職員加配補助
 心身障害児（者）短期入所専任職員費設置費補助
 民間知的障害者福祉ホーム運営委託
 知的障害者援護施設通所者交通費助成
 心身障害児福祉施設入所等措置
 知的障害者更生援護事業
 心身障害者（児）福祉団体事業補助
 社会参加推進センター設置運営費補助
 「障害者110番」運営事業
 障害児子どもまつり開催事業補助
 手話奉仕員派遣事業
 手話相談員設置事業
 身体障害者社会参加促進事業
 療育センターの設置・運営及び開設
 心身障害者福祉関係団体等行事開催補助
 知的障害者生活自立訓練事業
 心身障害者小規模作業所施設賠償責任保険加入費補助
 ろうあ者専門相談員設置事業
 聴覚障害者用ビデオカセットライブラリー事業
 授産製品の開発と普及啓発
 紙屋町地下街ふれ愛プラザ運営補助
 広島市授産事業振興センター運営
 フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」設置事業
 福祉電話事業
 重度身体障害者の寝具乾燥消毒事業
 福祉手当支給
 重度心身障害者福祉給付金の支給
 重度心身障害者介護助成
 盲人ガイドヘルパー派遣事業
 車いす等ガイドヘルパー派遣事業

知的障害者社会参加支援ヘルパー派遣事業
 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業
 全身性障害者介護人派遣事業
 社会福祉施設措置者負担金助成
 居宅介護等(ホームヘルプサービス)事業
 盲導犬啓発事業
 盲ろう者向け通訳介助者養成事業
 身体障害者福祉活動推進事業補助
 障害者住宅改造費補助
 障害者情報バリアフリー推進事業
 聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業
 知的障害者職業自立訓練事業
 障害者公共交通機関利用助成(いきいき乗車券)
 在宅重度心身障害児(者)短期入所
 身体障害者用パソコンソフト・周辺機器等購入費助成事業
 身体障害者手帳の発行
 身体障害者相談員設置事業
 知的障害者相談員設置事業
 身体障害者更生相談所管理運営
 知的障害者更生相談所管理運営

児童福祉施策(23事業)

児童福祉月間行事
 地域組織活動事業補助
 保育所運営費補助(市上乗せ補助)
 保育所への広域入所
 保育所地域活動事業
 家庭支援推進保育事業
 乳幼児健康支援一時預かり事業
 家庭的保育等事業(保育ママ)
 保育所入所支度金の支給
 広島市地域活動連絡協議会助成事業
 児童扶養手当
 ふれあい里親事業
 児童養護施設等入所措置
 助産援助事業
 児童養護施設退所児童自立相談指導事業
 児童養護施設入所児童学習指導促進事業
 児童養護施設入所児童スポーツ活動費用等助成事業
 児童養護施設入所児童高等学校進学助成事業
 児童相談所管理運営
 一時保護所管理運営
 児童相談所特別事業
 児童虐待防止対策事業
 児童虐待予防対策事業

その他福祉施策(40事業)

ひとり親家庭等児童訪問援助事業
 母子家庭及び寡婦自立促進対策事業
 ひとり親家庭等介護人派遣事業
 母子家庭育成支援事業
 要保護女子の更生指導
 配偶者からの暴力(DV)専門相談事業
 母子家庭等指導講座事業
 母子相談事業
 母子生活相談事業
 母子生活支援施設入所措置
 母子及び寡婦福祉資金貸付
 広島市鈴峰園管理運営
 寡婦寮管理委託
 父子家庭支援事業
 生活保護
 生活保護世帯援護見舞金
 救護院管理運営
 住所不定者対策
 福祉のまちづくりの推進
 リフト付きタクシー整備費補助事業
 社会福祉施設職員等研修
 民間社会福祉施設職員給与改善費補助

民間社会福祉施設整備用地貸付
 民間社会福祉施設小規模整備等補助金
 民間社会福祉施設産休、病休代替職員雇用費補助
 災害援護資金貸付
 保健・医療・福祉総合相談窓口事業
 地域保健・医療・福祉推進連絡会議
 福祉読本の配布
 社会福祉功労者表彰
 福祉事業基金
 災害救助基金
 被災者生活再建支援補助金
 成年後見制度利用支援事業
 中国等からの引揚者等に対する見舞金の支給
 援護事業功労者表彰
 広島市遺族会運営費補助
 広島市傷痍軍人連合会運営費補助
 戦傷病者の社会参加等促進事業補助
 広島戦没者慰霊祭委員会事業補助

保健・衛生施策（109事業）

糖尿病予防対策事業
 元気じゃけんひろしま21推進事業
 すこやか食生活プラン推進事業
 健康づくり推進事業
 喫煙対策推進事業
 24時間電話情報サービス事業
 一般健康診断事業
 節目年齢歯科健診等事業
 歯科保健教室
 妊婦歯科健康診査
 性感染症予防事業
 感染症予防対策事業
 エイズ予防対策事業
 ハンセン病対策支援事業
 神経芽細胞腫検査事業
 先天性代謝異常等検査事業
 結核患者健康診断
 結核患者家族等健康診断
 業態者健康診断
 結核患者家庭訪問指導
 結核定期病状調査
 私立学校等結核健康診断補助
 結核対策特別促進事業
 結核患者医療
 精神保健福祉審議会の開催
 精神医療審査会の開催
 精神障害者医療費公費負担
 精神科救急医療システム整備事業
 措置診断及び移送業務
 措置入院者入院協力事業補助
 医療保護入院者の移送業務
 精神病院入院者病状審査及び実地指導事業
 精神保健福祉センター事業
 薬物関連問題相談事業
 覚せい剤等相談事業
 精神障害者デイケア事業
 心の健康づくり大会
 精神障害者交流事業
 精神障害者スポーツ交流事業
 精神障害者社会適応訓練事業
 精神障害者ケアマネジメント事業
 ケアマネジメント従事者養成研修
 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）
 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）
 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）
 民間精神障害者社会復帰施設整備費補助
 民間精神障害者社会復帰施設運営費補助
 精神保健福祉手帳の発行

精神障害者公共交通機関利用助成
精神障害者福祉タクシー利用助成
精神障害者授産施設通所者交通費助成
育成医療給付事業
未熟児養育医療給付事業
小児慢性特定疾患治療研究事業
妊娠中毒症等療養援護事業
難病患者等短期入所事業
難病患者等日常生活用具給付
難病患者等訪問介護(ホームヘルプサービス)事業
在宅難病患者支援事業
広島難病団体連絡協議会活動費補助
広島市医師会運営・安芸市民病院の運営、整備
保健所等職員派遣研修事業
保健所運営協議会
年末年始小児救急医療事業
休日等歯科救急医療事業
救急医療普及啓発事業
年末年始等救急医療機関情報提供事業
へき地患者輸送車運営事業
学区献血推進協力会運営補助
広島市医師会等保健衛生活動事業補助
災害時医療体制の整備
広島県地域保健対策協議会
広島市連合地区地域保健対策協議会
抗まむし毒血清寄託事業
広島県歯科衛生連絡協議会
心身障害児(者)歯科診療事業補助
広島県歯科衛生士会歯科衛生士活用推進事業補助
診療所管理運営
被爆者対策
被爆者対策(被爆者援護法に基づくものを除く。)
給食施設指導
食品衛生指導事業
残留農薬検査体制強化事業
貝毒対策強化事業
食中毒危機管理強化事業
栄養成分表示基準普及・啓発
HACCP導入推進事業
食品衛生責任者養成講習会
地域生活衛生推進事業
食品衛生コンサルタント事業補助
環境衛生情報管理システム
飲料水の衛生対策事業
衛生害虫相談事務
家庭用品安全対策
昆虫駆除委託業務
住まいの衛生対策事業
公衆浴場組合事業補助
公衆浴場施設整備資金利子補助
環境衛生事業功労者等市長表彰
食品検査施設事務管理(GLP)事業
ビルメンテナンス業登録等に関する事務
レジオネラ属対策事業
医事薬事指導事業
環境衛生指導事業
毒物劇物指導事業
医事薬事関係の県進達事務
墓地設置(墓地等経営許可)
動物の飼養及び収容に関する事務
犬の引取

海田町にのみある事業（15事業）

名 称	内 容	備 考
ひとり暮らし高齢者等家事援助サービス提供事業	<p>介護保険の認定を受けていない 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、家事援助サービスを提供する。</p> <p>1 サービス内容</p> <p>①調理 ②衣類の洗濯及び補修 ③住居等の掃除及び整理整頓 ④生活必需品の買物 ⑤関係機関との連絡 ⑥生活、身上、家事等に関する相談・助言 ⑦その他必要な家事</p> <p>2 利用者負担 介護保険法に基づく要支援者が訪問介護を利用した場合に自己負担する額と同額</p> <p>3 実施委託先 海田町社会福祉協議会</p>	<p>【広島市の類似制度】 (財)広島市福祉サービス公社実施事業 [市民参加型ホームヘルプサービス (すこやかサービス)]</p> <p>おおむね 65 歳以上の方、年齢を問わず障害のある方、母子・父子家庭の児童、その他公社が特に認めた方にサービスを提供する。</p> <p>1 サービス内容</p> <p>①食事の支度、後片付け ②衣類の洗濯、補修 ③住居の掃除、整理整頓 ④生活必需品の買物 ⑤医療機関との連絡、通院介助 ⑥身のまわりの世話 ⑦その他公社が必要と認めたサービス</p> <p>2 利用者負担金 840 円/H(事務費 40 円を含む)及び協力会員の交通費</p>
移送サービス事業	<p>要介護高齢者等を移送用車両により、居宅と在宅福祉サービスや介護予防生きがい活動支援事業を提供する場所及び医療機関との間を送迎する。</p> <p>1 利用対象者 おおむね 65 歳以上の高齢者で、下肢が不自由な者及び一般の交通機関を利用することが困難な者</p> <p>2 利用料 1 回（片道）につき 500 円程度</p> <p>3 実施委託先 海田町社会福祉協議会 *平成 14 年度開始事業</p>	<p>広島市社会福祉協議会において「福祉移送サービス事業『調査・研究事業』」（モデル事業：平成 12～14 年度）を実施している。</p> <p>1 対象者 日常的に車イスを使用する高齢者・障害者</p> <p>2 利用料 個人会員 2,400 円/年 団体会員 12,000 円/年 *燃料費等は実費負担</p> <p>3 モデル地区 安佐南区、佐伯区 その他、安佐北社協においても自主事業で実施している。</p>

名 称	内 容	備 考
ねたきり老人見舞金 支給事業	<p>ねたきり等の日常生活に支障のある高齢者を居宅で介護している者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>1 対象者 65 歳以上の者（居宅において6か月以上寝たきりで常時介護を要し、要介護4又は5の認定を受けた者）と同居し、その生計を維持している者</p> <p>2 支給金額及び回数 6,000 円 2回/年</p>	<p>広島市では平成11年度に同様の制度を廃止し、家族介護慰労金を創設した。 [家族介護慰労金]</p> <p>1 対象者 次のすべてに該当する者を、在宅で、主として介護している家族の者へ支給する。</p> <p>①65 歳以上の高齢者、40～64 歳の介護保険サービスが利用できる特定疾病に該当する者</p> <p>②市民税非課税世帯に属している者</p> <p>③1年間継続して、介護保険の要介護4・5と認定されているか、4・5相当と認められる者</p> <p>④1年間継続して介護保険サービスを利用していない者</p> <p>2 支給額及び回数 10 万円 1回/年 *海田町にも同制度あり</p>
訪問理美容サービス 事業	<p>老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、訪問による理美容サービスを提供する。</p> <p>1 対象者 ①65 歳以上のひとり暮らし高齢者 ②65 歳以上の高齢者のみの世帯の者 ③身体障害者・介護保険法に規定する要支援・要介護認定者</p> <p>2 利用回数 年 4 回まで</p> <p>3 利用料 ①要支援・要介護認定者 1,500 円 ②それ以外の者 1,000 円 *平成13年10月15日から事業開始</p>	
高齢福祉情報紙発行 事業	<p>高齢者を対象とした、福祉、介護、医療の情報や、生きがい等を紹介する住民参加型情報紙「楽齢」の発行</p> <p>発行回数 3回/年</p>	<p>広島市では、65 歳になった者のいる世帯に「おとしよりと介護者におくる『福祉のことがわかる本』」を民生委員に依頼して配付している。</p>
世代間交流事業	<p>高齢者と異世代との交流を行うことでふれあいを深め、高齢者の生きがいを高めるとともに小児の健全育成の一助とする。</p> <p>1 対象者 海田町民</p> <p>2 内容 ガーデニング、ニュースポーツ等</p>	<p>広島市の学区（地区）老人クラブ連合会主催事業として「社会奉仕活動」を実施しており、この事業のメニューとして三世代交流事業がある。本事業に対し(財)広島市老人クラブ連合会を通じて補助金を交付している。</p>

名 称	内 容	備 考
心身障害者福祉年金	心身に障害がある者の福祉の増進を図る。 1 対象者 海田町に 1 年以上居住している身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳④・A・⑤の所持者で、満 20 歳以上の者（家族全員の所得が 300 万円以下） 2 支給額 24,000 円／年	広島市に類似制度はないが、下記の海田町にない心身障害者福祉事業を実施している。 1 重度心身障害者介護保険利用者負担助成 ・補助額 訪問看護、訪問リハビリテーション等に係る利用者負担額 2 障害者住宅改造費補助 ・補助額 住宅改造費（80 万円が限度）に一定の補助率を乗じた額 その他、ガイドヘルパー派遣等
保育所運営審議会	町長の諮問に応じ、保育所の運営に関する重要な事項を審議する。 委員定数：8 人	広島市は審議会を設置しておらず、定員・保育計画等保育所の運営に関する事項は主管課で決定する。
被保護者特別手当	生活保護受給者に慰謝激励のため手当を支給している。 支給額 月額 500 円/人を限度	【広島市の類似制度】 [生活保護世帯援護見舞金] 支給額 ①夏季：1,900～4,100 円 （小中学生加算 500 円） ②冬季：3,000～6,700 円
生活困窮家庭援護見舞金及び小・中学校入学祝金の支給	生活困窮家庭を援護、激励するため見舞金を支給する。 支給額 ①見舞金（年 2 回） 1 世帯につき 5,000 円/年 （1 人増すごとに 1,000 円加算） ②入学祝金（年 1 回） 4,000 円/人	
海田町入学支度金	生活困窮家庭の福祉増進を図るため、高校入学に際し支度金を支給する。 1 対象者 1 年以上海田町に住所を有し、経済的理由のため入学支度金の調達が困難と認められる次のいずれか一つに該当する保護者 ①母子、準母子家庭 ②町長が特に必要と認めた家庭 2 支給額 70,000 円を限度	広島市社会福祉協議会が実施する「広島市奨学金」には、無利子の貸付制度がある。 1 対象者 3 年以上広島市に住所を有し、経済的理由のため高等学校進学が困難な者 2 貸付額 入学支度金：40,000 円

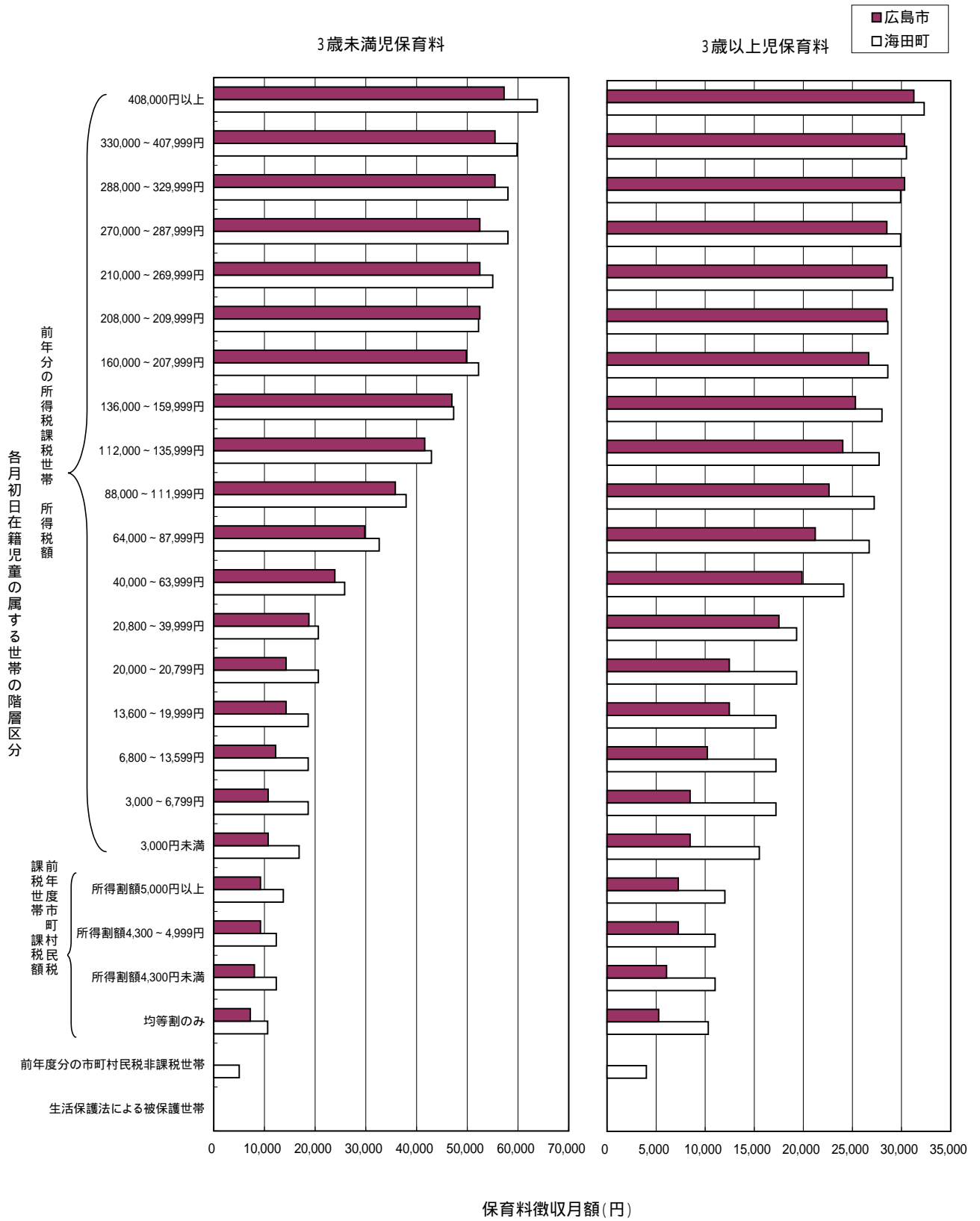
名 称	内 容	備 考
生活指導員	町内生活困窮者の保護指導に当たり、町内社会福祉の増進に努める。 ・定数：民生委員の定数（41人）	民生委員及び安芸区厚生部生活課保護係のケースワーカーが対応する。
火葬料補助事業	海田町民が広島市内の火葬場を使用する場合は、広島市民と火葬場使用料が異なるため、その差額分を補助する。 補助額 ・12歳以上 24,500円 ・12歳未満 14,000円 ・死産児 9,800円	合併に伴い必要がなくなる。
ヘルスマイト育成	地域の健康レベルの向上を支援する食生活改善推進員（ヘルスマイト）を育成し、地域に密着した健康づくりを支援する。 1 対象者 海田町内に在住する65歳未満の受講希望者 2 研修内容 健康づくり総論・各論、健康づくり地区活動の知識の普及、調理実習など	食生活改善推進委員（ヘルスマイト）の育成は、広島市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」において、今後取り組むべき課題としている。 【広島市の類似制度】 1 すこやか食生活プラン推進リーダー（栄養士有資格者） ・活動内容 各区保健センター事業の講師等として活動 2 ヘルスマイト（健康づくりセンターで実施。栄養士・看護師等の有資格者） ・活動内容 健康づくりセンターのイベント企画展等の講師等として活動
ヘルスマイト活動支援	食生活改善推進委員（ヘルスマイト）に指導、助言を与え、活動を支援する。 1 対象 海田町食生活改善推進員 2 実施内容 ①研修（年8回） 年間の目標に沿った研修、施設見学など ②地区活動（年12回） テーマは糖尿病、親子クッキングなど	・活動内容 健康づくりセンターのイベント企画展等の講師等として活動

保育所の運営（保育料）について

現況

広 島 市	海 田 町
<p>1 保育料</p> <p>3歳未満児 0～57,250円/月</p> <p>3歳以上児 0～31,250円/月</p> <p>（別添 保育料比較グラフ参照）</p> <p>2 保育所数及び定員</p> <p>公立 87施設 定員 11,020人</p> <p>私立 55施設 定員 6,183人</p> <p>3 開所時間</p> <p>公立</p> <p>7:30～18:30 54か所</p> <p>7:30～17:45 33か所</p> <p>〔うち32か所は1時間の延長保育あり〕</p> <p>私立</p> <p>7:00～18:00 15か所</p> <p>7:15～18:15 27か所</p> <p>7:20～18:20 1か所</p> <p>7:30～18:00 1か所</p> <p>7:30～18:30 11か所</p> <p>〔うち40か所は1時間、11か所は2時間、1か所は4時間の延長保育あり〕</p>	<p>1 保育料</p> <p>3歳未満児 0～63,800円/月</p> <p>3歳以上児 0～32,300円/月</p> <p>（別添 保育料比較グラフ参照）</p> <p>2 保育所数及び定員</p> <p>公立 4施設 定員 375名</p> <p>私立 3施設 定員 200名</p> <p>3 開所時間</p> <p>公立</p> <p>7:15～18:15 4か所</p> <p>〔うち3か所は45分の延長保育あり〕</p> <p>私立</p> <p>7:15～18:15 3か所</p> <p>〔45分の延長保育あり〕</p>

保育料比較(平成14年度)



広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第 1 2 号

協議事項 ごみ及びし尿処理事業の取扱い

現 況		比 較																																																													
広 島 市		海 田 町																																																													
<p>1 ごみ処理事業</p> <p>(1) ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td style="text-align: center;">週 2 回</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ (プラスチック類を含む。)</td> <td style="text-align: center;">週 1 回</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td style="text-align: center;">月 2 回</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td style="text-align: center;">月 2 回</td> </tr> <tr> <td>有害ごみ</td> <td style="text-align: center;">月 2 回</td> </tr> <tr> <td>大型ごみ(特定家庭用機器廃棄物を含む。)</td> <td style="text-align: center;">月 2 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ごみ収集 運搬手数料</td> <td>特定家庭用機器廃棄物 3,000 円/個 その他の大型ごみ 250 円 ~ 1,250 円/個</td> </tr> <tr> <td>固形状一般廃棄物処分手数料</td> <td>焼却施設へ搬入する場合 10kg までごとに 80 円 破砕施設へ搬入する場合 埋立施設へ搬入する場合</td> </tr> <tr> <td>固形状一般廃棄物再生処理手数料</td> <td>再生施設へ搬入する場合 10kg までごとに 60 円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (有効期間 2 年)</td> <td style="text-align: center;">11,000 円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</td> <td style="text-align: center;">11,000 円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処分業許可申請手数料 (有効期間 2 年)</td> <td style="text-align: center;">11,000 円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処分業許可更新申請手数料</td> <td style="text-align: center;">11,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	収集回数	可燃ごみ	週 2 回	不燃ごみ (プラスチック類を含む。)	週 1 回	資源ごみ	月 2 回	ペットボトル	月 2 回	有害ごみ	月 2 回	大型ごみ(特定家庭用機器廃棄物を含む。)	月 2 回	区 分	金 額	大型ごみ収集 運搬手数料	特定家庭用機器廃棄物 3,000 円/個 その他の大型ごみ 250 円 ~ 1,250 円/個	固形状一般廃棄物処分手数料	焼却施設へ搬入する場合 10kg までごとに 80 円 破砕施設へ搬入する場合 埋立施設へ搬入する場合	固形状一般廃棄物再生処理手数料	再生施設へ搬入する場合 10kg までごとに 60 円	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (有効期間 2 年)	11,000 円	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	11,000 円	一般廃棄物処分業許可申請手数料 (有効期間 2 年)	11,000 円	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	11,000 円	<p>1 ごみ処理事業</p> <p>(1) ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ (プラスチック類を含む。)</td> <td style="text-align: center;">週 2 回</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td style="text-align: center;">週 1 回</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ (ペットボトルを含む。)</td> <td style="text-align: center;">月 1 回</td> </tr> <tr> <td>有害ごみ</td> <td style="text-align: center;">月 1 回</td> </tr> <tr> <td>大型ごみ</td> <td style="text-align: center;">年 6 回</td> </tr> <tr> <td>特定家庭用機器廃棄物</td> <td style="text-align: center;">随時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ごみ収集 運搬手数料</td> <td>特定家庭用機器廃棄物 3,000 円/個 " (自己搬入) 2,500 円/個 その他の大型ごみ 無料</td> </tr> <tr> <td>固形状一般廃棄物処分手数料</td> <td>焼却施設へ搬入する場合 10kg までごとに 80 円 埋立施設へ搬入する場合</td> </tr> <tr> <td>固形状一般廃棄物再生処理手数料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (有効期間 2 年)</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処分業許可申請手数料 (有効期間 2 年)</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処分業許可更新申請手数料</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	収集回数	可燃ごみ (プラスチック類を含む。)	週 2 回	不燃ごみ	週 1 回	資源ごみ (ペットボトルを含む。)	月 1 回	有害ごみ	月 1 回	大型ごみ	年 6 回	特定家庭用機器廃棄物	随時	区 分	金 額	大型ごみ収集 運搬手数料	特定家庭用機器廃棄物 3,000 円/個 " (自己搬入) 2,500 円/個 その他の大型ごみ 無料	固形状一般廃棄物処分手数料	焼却施設へ搬入する場合 10kg までごとに 80 円 埋立施設へ搬入する場合	固形状一般廃棄物再生処理手数料	なし	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (有効期間 2 年)	10,000 円	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	10,000 円	一般廃棄物処分業許可申請手数料 (有効期間 2 年)	10,000 円	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	10,000 円
区 分	収集回数																																																														
可燃ごみ	週 2 回																																																														
不燃ごみ (プラスチック類を含む。)	週 1 回																																																														
資源ごみ	月 2 回																																																														
ペットボトル	月 2 回																																																														
有害ごみ	月 2 回																																																														
大型ごみ(特定家庭用機器廃棄物を含む。)	月 2 回																																																														
区 分	金 額																																																														
大型ごみ収集 運搬手数料	特定家庭用機器廃棄物 3,000 円/個 その他の大型ごみ 250 円 ~ 1,250 円/個																																																														
固形状一般廃棄物処分手数料	焼却施設へ搬入する場合 10kg までごとに 80 円 破砕施設へ搬入する場合 埋立施設へ搬入する場合																																																														
固形状一般廃棄物再生処理手数料	再生施設へ搬入する場合 10kg までごとに 60 円																																																														
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (有効期間 2 年)	11,000 円																																																														
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	11,000 円																																																														
一般廃棄物処分業許可申請手数料 (有効期間 2 年)	11,000 円																																																														
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	11,000 円																																																														
区 分	収集回数																																																														
可燃ごみ (プラスチック類を含む。)	週 2 回																																																														
不燃ごみ	週 1 回																																																														
資源ごみ (ペットボトルを含む。)	月 1 回																																																														
有害ごみ	月 1 回																																																														
大型ごみ	年 6 回																																																														
特定家庭用機器廃棄物	随時																																																														
区 分	金 額																																																														
大型ごみ収集 運搬手数料	特定家庭用機器廃棄物 3,000 円/個 " (自己搬入) 2,500 円/個 その他の大型ごみ 無料																																																														
固形状一般廃棄物処分手数料	焼却施設へ搬入する場合 10kg までごとに 80 円 埋立施設へ搬入する場合																																																														
固形状一般廃棄物再生処理手数料	なし																																																														
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (有効期間 2 年)	10,000 円																																																														
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	10,000 円																																																														
一般廃棄物処分業許可申請手数料 (有効期間 2 年)	10,000 円																																																														
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	10,000 円																																																														

現 況		比 較		
広 島 市		海 田 町		
(3) 資源物回収奨励金 なし		(3) 資源物回収奨励金 資源物売払金の一部を回収協力自治会に奨励金として交付 平成 14 年度予算額 4,656 千円		
2 し尿処理事業 手数料		2 し尿処理事業 手数料		
区 分		金 額		
一 般 家 庭	基 本 料	ホース 30m 未満	1 か月 1 人につき 2 0 0 円	
		ホース 30m 以上 又は市長が定める 特殊な作業方法に より収集する場合	1 か月 1 人につき 2 4 0 円	
	加 算 料	ホース 30m 未満	月 2 回以 上収集す る場合	2 回目から 1 便槽 1 人につき 4 0 円
			2 便槽以 上収集す る場合	2 便槽目から 1 便 槽 1 人につき 4 0 円
		ホース30m以 上又は市長 が定める特 殊な作業方 法により収 集する場合	月 2 回以 上収集す る場合	2 回目から 1 便槽 1 人につき 8 0 円
			2 便槽以 上収集す る場合	2 便槽目から 1 便 槽 1 人につき 8 0 円
	一般家庭以外		18 戸につき 8 0 円	
	区 分		金 額	
	一 般 家 庭	人頭割(1 か月 1 人につき)		3 8 5 円
		基 本 料	ホース 30m 未満	1 回につき 2 6 0 円
ホース 30m 以上 60m 未満			1 回につき 5 0 0 円	
加 算 料		ホース 60m 超の 所	ホース 10m 増すごとに 1 2 0 円	
		2 便槽以 上	2 便槽目から 1 便槽につ き 2 6 0 円	
料		パイプ式 無臭トイ レ	腐敗槽内を収集した 場合に限り、人頭割 1 人分料金	
月 2 回以上収集 する場合		2 回目から 1 回につき ホース 30m 未満 6 7 0 円 ホース 30m 以上 9 3 0 円		
一般家庭以 外	ホース 30m 未満	18 戸ごとに 2 0 0 円		
	ホース 30m 以上	18 戸ごとに 2 1 5 円		

調整方針（案）	<p>(1) ごみ処理事業については、当分の間、海田町の制度を維持する方向で引き続き、調整する。ただし、手数料並びに大型ごみの分別及び処理方法については、広島市の制度に統一する。</p> <p>(2) し尿処理事業については、広島市の制度に統一する。</p>
---------	---

備 考	
-----	--

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第13号

協議事項 消防に関する取扱い

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
消防団		消防団	
組織及び定数		組織及び定数	
ア 分団数 8消防団81分団		ア 分団数 3分団	
イ 定数 2,613人(実員 2,559人)		イ 定数 125人(実員106人)	
[うち安芸消防団]			
ア 分団数 9分団			
イ 定数 304人(実員 304人)			
報酬		報酬	
ア 年額報酬		ア 年額報酬	
・団長 79,000円		・団長 68,900円	
・副団長 65,500円		・副団長 50,100円	
・分団長 47,000円		・分団長 41,900円	
・副分団長 42,000円		・副分団長 38,800円	
・部長 35,000円		・部長 28,600円	
・班長 33,500円		・班長 24,500円	
・団員 32,500円		・団員 18,600円	
イ 出務報酬		イ 出務報酬	
1回につき		1回につき 3,700円	
・5時間以上 6,500円			
・2時間以上5時間未満 3,250円			
・2時間未満 2,150円			
(数値は、平成14年4月1日現在)		(数値は、平成14年4月1日現在)	

調整方針（案）	<p>(1) 海田町の消防団は、広島市安芸消防団に統合し、分団の組織等については、市内の他の分団との均衡を失しないよう措置する。</p> <p>(2) 海田町の消防団員は、広島市の消防団員として引き継ぐ。</p>
---------	--

備 考	<p>合併後の広島市消防団の状況</p> <p>・組織及び定数</p> <p>分団数 8 消防団 8 4 分団</p> <p>定数 2,697人(実員 2,665人)</p> <p>[うち安芸消防団]</p> <p>分団数 12分団</p> <p>定数 388人(実員 410人)</p> <p>(数値は、平成14年4月1日現在)</p> <p>(参考)</p> <p>常備消防の現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">広島市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">海田町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>安芸区は、海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・定数 166人(実員 165人) <p>安芸区以外の区は、広島市消防局で処理</p> <p>広島市消防局の組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 7 消防署 24 出張所 ・定数 1,105人(実員 1,093人) </td> <td> <p>海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・定数 166人(実員 165人) </td> </tr> </tbody> </table>	広島市	海田町	<p>安芸区は、海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・定数 166人(実員 165人) <p>安芸区以外の区は、広島市消防局で処理</p> <p>広島市消防局の組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 7 消防署 24 出張所 ・定数 1,105人(実員 1,093人) 	<p>海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・定数 166人(実員 165人)
広島市	海田町				
<p>安芸区は、海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・定数 166人(実員 165人) <p>安芸区以外の区は、広島市消防局で処理</p> <p>広島市消防局の組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 7 消防署 24 出張所 ・定数 1,105人(実員 1,093人) 	<p>海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・定数 166人(実員 165人) 				